**特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件**

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の十七第二号より)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当号 | 資格又は学歴 | 課程 | 修了科目 | 廃棄物処理実務等への従事年数 |
| イ | 環境衛生指導員 |  |  | 2年以上 |
| ロ | 大学 | 理学、薬学、工学、農学 | 衛生工学、化学工学 | 2年以上 |
| ハ | 大学 | 理学、薬学、工学、農学又はこれに相当する課程 | 衛生工学、化学工学以外の科目 | 3年以上 |
| ニ | 短期大学、高等専門学校 | 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学  | 4年以上 |
| ホ | 短期大学、高等専門学校 | 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学以外の科目 | 5年以上 |
| ヘ | 高等学校、中等教育学校 |  | 土木科、化学科又はこれらに相当する学科 | 6年以上 |
| ト | 高等学校、中等教育学校 |  | 理学、工学、農学又はこれらに相当する科目 | 7年以上 |
| チ | 上記以外の者 |  |  | 10年以上 |
| リ | イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者※ |  |  |  |

※「イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者」とは、例えば、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」等、各種講習会課程の修了者が考えられます。